

中部運輸局海上安全環境部

令和6年1月30日

(連絡先)
中部運輸局海上安全環境部
運航労務監理官 中川・風岡・内山
Tel 052-952-8012

輸送の安全の確保に関する指導文書の発出について

中部運輸局では、令和5年12月8日に西尾市に対して海上運送法第25条に基づく立入検査を実施しました。

立入検査の結果、旅客の乗船時に、船舶および浮棧橋に乗組員を配置せず、船舶上における旅客の誘導をおこなっていないなど、安全管理規程に違反する事実を確認したため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書を発出しましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日

令和6年1月30日

2. 事業者の概要

事業者の名称：西尾市

事務所の位置：佐久島振興課 西尾市一色町小薮船江東 176 番地

代表者名：西尾市長 中村 健

3. 指導の内容

下記に係る措置について、令和6年2月29日までに当局あてに文書にて報告すること。

- 安全統括管理者は、関係法令の遵守と安全最優先の原則を各取扱所等内部へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- 運航管理者は、運航の管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

3. 安全統括管理者及び運航管理者は、運航管理補助者、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を実施し、その周知徹底を図ること。
4. 陸上作業指揮者及び船内作業指揮者は、それぞれ陸上作業及び船内作業を指揮するとともに、両者緊密な連携の下に輸送の安全の確保に努めること。
5. 船長は、船内作業員を指揮して船舶上における乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施すること。